

# 1. ポイント制度の概要

## ポイント制度とは

地方自治体の取り組みの一つとして、近年「ポイント制度」を検討し、導入する動きが広がっています。

これまで民間企業がマーケティング手法として活用してきた「ポイントサービス」を地方自治体が市民参加を促しながら地域コミュニティの活性化を図り市民と行政の協働のまちづくりを推進することを目的とし、地方自治体が様々な方法（チケット、スタンプなど）でポイント制度の運用を図っています。

小牧市においても第6次総合計画新基本計画において（仮称）**ありがとう地域ポイント制度の創設**を掲げています。

これは、地域の助け合い活動に協力した場合、ポイントを付与し、そのポイントで市の公共施設を利用したり、市内限定商品券に引き換えることができる制度です。

ポイントを通して、協力者の“励み・やりがい・きっかけづくり”や地域活動の協力者を増やすことが目的です。また、団体への寄付や商品券の利用につながることで、地域活性化、地域循環する仕組みづくりをイメージしたものです。

## ☆ポイント制度の流れ

参加

- ・介護支援活動
- ・子育て支援活動
- ・防災活動
- ・防犯活動
- ・環境活動 など



貯める

- ・チケット
- ・スタンプ
- ・シール など

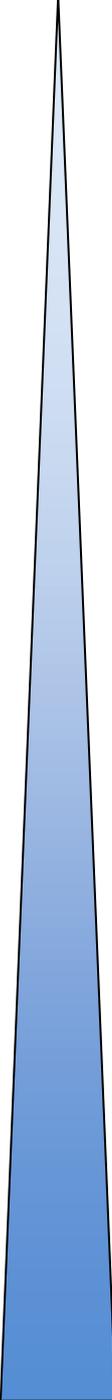


使う

- ・公共施設の利用
- ・商品券
- ・寄付 など



## 2. ポイント制度の種類（事例）

参加範囲		類型	自治体及び 運営主体	制度名称	開始時期
小  大	①	介護支援型	稲城市 (東京都) 社会福祉協議会	稲城市介護支援 ボランティア制度	平成19年(試行) 平成20年(本格実施)
			世田谷区 (東京都) 社会福祉協議会	シニアボランティア ポイント事業	平成20年
	②	生活支援型	名張市 (三重県) すずらん台町づくり協議会	ライフサポート クラブ	平成20年
			行田市 (埼玉県) 社会福祉協議会	いきいき元気 サポート制度	平成20年
	③	市民活動型	逗子市 (神奈川県) 社会福祉協議会	社会参加・市民活動 ポイントシステム	平成21年(試行) 平成22年(本格実施)
			兵庫県 自治体(県)	ひょうご ポイント	平成23年
			龍ヶ崎市 (茨城県) 自治体(市)	まちづくり ポイント制度	平成26年
			市川市 (千葉県) 自治体(市)	いちかわ エコボカード	平成18年

## ① 介護支援型

対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が指定した施設（特別養護老人ホームやデイサービス等）での介護支援活動（食事の配膳補助、外出・散歩補助など）に協力した場合。</li> </ul> <p>※協力者は65歳以上の方のみ（介護保険第1号被保険者）</p>
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動の際に手帳にスタンプをもらい、後日、貯まったポイントに応じた金額が支払われる。</li> <li>・上限額が設定されている。（年額5～6千円程度）</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・稲城市 1時間＝1スタンプ＝100円（1日2スタンプが上限）</li> <li>・世田谷区 1時間＝1チケット＝50円</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力者は介護への理解が深まるとともに、介護保険料の負担も軽減される。</li> <li>・施設側は人手が増えて助かる。</li> <li>・協力者の介護予防につながる。</li> <li>・対象活動が介護施設内の活動に限定される。</li> <li>・施設数や受入れ人数に限りがあるため、参加が制限される。</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険料から賄われる。</li> </ul>



## ② 生活支援型

対象活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者世帯に対し、日常生活を送るうえでのちょっとした困りごと（調理、洗濯、ゴミ出しなど）を支援した場合。</li> </ul>
仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者は利用料を支払い、協力者はその一部を協力金として受け取るという受益者負担のシステムで運用されている。</li> <li>・現金、又は商品券に交換でき、比較的単価も高く設定されている。</li> <li>・利用者も協力者も登録制である。（事前登録）</li> <li>・活動時間が30分単位と短く設定されている。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・行田市「掃除の依頼をした場合（30分）」 利用者(350円)－協力者(250円)＝事務局運営経費(100円)</li> </ul>
特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・協力者は個別に支援をするため、直接感謝されて、やりがいを感じやすい。</li> <li>・利用者は有償にすることにより頼みやすい。 （無償だと協力者に遠慮してしまう。）</li> <li>・個別に直接支援する仕組みであるため、プライバシーの保護や責任問題について配慮する必要がある。</li> <li>・協力者の担い手を確保する必要がある。</li> </ul>
財源	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者負担のシステムであるため、財源の問題を考慮する必要はない。</li> </ul>



### ③ 市民活動型

<p>対象活動</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・分野を問わず、広く市民活動や地域活動（環境美化活動、防犯パトロールなど）に協力した場合。</li> <li>・指定されたイベントや講演会に参加した場合。</li> </ul> <p>※対象事業は審査会で選定している。</p>
<p>仕組み</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・参加、協力するメニュー毎にポイント数を設定し、一定のポイントが貯まった時点で、市の公共施設が利用できたり、地域の団体へ寄付する等、様々な方法で還元される。</li> <li>・活動協力とイベント参加で付与するポイントに差を設けている。</li> <li>・単価設定や還元が様々な方法で工夫されている。</li> <li>・地域団体への寄付が可能となっている。</li> </ul> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・逗子市 1回＝1チケット＝100円相当 （商店街の買物券、公共施設（プール、会議室）の利用料として使用できる。）</li> </ul>
<p>特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・それぞれの参加者の増加が見込める。</li> <li>・参加・協力の方法の選択肢が広がる。</li> <li>・対象となる活動の審査が難しい。</li> <li>・既存の活動団体との調整が必要である。</li> <li>・対象となる活動の範囲が広いため、本来の目的が不明確になる可能性がある。</li> </ul>
<p>財源</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市の予算で賄われる。</li> </ul>

